

# 寿都湾

## 議会だより

No. 150 平成23年8月

発行/寿都町議会  
編集/広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1 (議会事務局)  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

### 平成23年 第2回定例会

平成23年第2回定例会は、6月21日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、同意案1件、条例の1

まれているため、歳入歳出差引額が多額となったもので、実質収支額は、2千879万5千円となります。  
●国民健康保険事業特別会計  
○歳入 5億4千504万9千円  
○歳出 5億3千573万8千円  
○差引額及び実質収支額 931万1千円

### 行政報告



片岡春雄 町長

会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

平成22年度 寿都町一般会計及び各特別

●一般会計  
○歳入 54億4千579万9千円  
○歳出 53億50万4千円  
○差引額 1億4千529万5千円

●老人保健特別会計  
○歳入 87万2千円  
○歳出 87万2千円  
○差引額及び実質収支額 0円

(翌年度へ繰り越すべき財源)きめ細かなインフラ整備の地域活性化対策事業など17事業、1億1千650万円。この繰り越す財源が含

●後期高齢者医療特別会計  
○歳入 4千993万8千円  
○歳出 4千930万9千円  
○差引額及び実質収支額

まれているため、歳入歳出差引額が多額となったもので、実質収支額は、2千879万5千円となります。



7月12日に第17回後志町村議会議員パークゴルフ大会が寿都湾浜中パークゴルフ場にて開催されました。



# 審議した案件

## 報告

◆平成22年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

<p>○歳入 62万9千円</p> <p>○歳出 2億5千167万3千円</p> <p>○歳入 4億2千26万2千円</p> <p>○歳出 2億4千95万9千円</p> <p>○歳入 4億750万円</p> <p>○歳出 1千71万4千円</p> <p>○歳入 1千276万2千円</p> <p>○歳出 2億4千984万9千円</p> <p>○歳入 1億5千985万2千円</p> <p>○歳出 2億4千863万2千円</p> <p>○歳入 423万7千円</p> <p>○歳出 121万7千円</p>	<p>■介護保険事業特別会計</p> <p>○歳入 2億5千167万3千円</p> <p>○歳出 2億4千95万9千円</p> <p>○歳入 1千71万4千円</p> <p>○歳出 2億4千984万9千円</p> <p>■簡易水道事業特別会計</p> <p>○歳入 2億4千863万2千円</p> <p>○歳出 121万7千円</p> <p>■公共下水道事業特別会計</p> <p>○歳入 121万7千円</p> <p>○歳出 121万7千円</p>
---	---

以上、各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

## 条例の改正

◆寿都町税条例の一部改正

東日本大震災によって地方税法等の一部が改正され、住宅や家財等に損失が生じた場合の雑損控除を平成23年度の住民税から控除できる特例措置などを定めたものです。

◆寿都町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正

本町の子育て支援の一環として、義務教育中の子育て家庭の支援を更に充実させ、明るく健やかな子どもを地域で育むため、医療費の助成対象を中学校卒業まで拡大するものです。(条例の名称も寿都町乳幼児等医療費の助成に関する条例から寿都町子ども医療費の助成に関する条例と変わりました。)

## 単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度〜平成27年度)の変更

過疎法の改正に伴い、従来の建設事業(ハード事業)に加え、ソフト事業も一定の額の範囲内に限り地方債(過疎債)の対象事業とすることが可能となりました。

このため平成23年度で実施の事業のうち、「寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業」及び「寿都温泉施設利用者運行事業」の2つのソフト事業を加えて計画の変更を行い、地方債(過疎債)の借入れが可能となるものです。

## 補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第1号)

老朽化した町民プールの改修及びなまこ資源の増大を図るための対策事業など、予算額に1億544万6千円を追加し、総額48億4千344万6千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(石狩・後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙費ほか) 43万9千円増

・民生費(子ども医療扶助で中学校卒業まで拡大) 90万円増

・衛生費(肝炎ウイルス検診事業・がん検診推進事業・地域自殺対策緊急強化推進事業ほか) 81万9千円増

・農林水産業費(かき種苗生産推進事業・なまこ資源増大対策事業ほか) 1千48万3千円増

・土木費(旧寿都保育園前の町道路肩補修と側溝整備など) 2百万円増

・教育費(町民プール改修工事ほか) 8千680万5千円増

## 議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

# 一般質問

第2回定例会での一般質問では3名の方から5項目について質問がありました。

岡部 武 議員

## 防災 原子力発電について



### 質問

東日本大震災に伴い、地震と津波への備えに欠けた東京電力福島第1原発が引き起こした重大事故は、未だに収束の目途が立っていない上にその後の余震で東北電力女川原発でも複数の電源が途絶える事故も明らかになっています。

原発は原子炉構造そのものが不安定である上、核燃料の後始末が出来ないという点からも技術的にも未完成の上、地震や津波で外部電源などが絶たれ冷却機能を失えばコントロールが効かなくなるという危険性を改めて浮き彫りにしています。

今回の東京電力福島第1

原発の重大事故を引き起こした最大の原因が原発は「多重防護」の対策が取られているから安全だという、「安全神話」といつつかれ、地震や津波の備えを怠ってきたことであり、安全対策を怠ってきた「人災」であることは明らかであります。とりわけ福島原発立地の住民が放射能汚染から避難・撤退を余儀なくされている現状を国民として看過することは出来ません。また畑作・畜産を含む、農水産物の被害も甚大です。

請を受け入れたことは極めて当然であります。そもそも世界有数の地震国で津波の被害も多い日本で54基もの原発が集中立地している現状は明らかに異常と言わなければなりません。今回の原発事故は、原発に将来のエネルギー供給を託すことは出来ないことを教えております。政府が2010年6月に閣議決定したエネルギー基本計画は原発の新増設を明記しておりますが、このような原発に依存するエネルギー計画を改めることを今国民は強く求めています。従って政府が原発からの撤退を明確に宣言し、安全最優先の原子力政策への転換、自然エネルギーへの計画的転換に進むよう強く求めていくべきではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

次に泊原発についてであります。北海道電力は、定期点検中の泊原発1号機について7月中旬にも再稼働を目指しております。そこで以下の点について、道知事に強く求めていくべきであると考えますが、町長はどの様に考えるか伺います。

第2に、後志町村会が5月11日に「福島と同様の災害が発生した場合のシミュレーションを行い、安全性の確保に万全の体制を整えるよう」抜本的な対策を要請したように泊原発の安全性の再点検がなされるまで1号機の再開を認めないようにしていくべきではないか。

第3に、現在点検中の泊原発1号機は運転から23年、2号機は20年が経過しています。1号機、2号機の総点検と道民への結果報告の公表を求めていくべきではないか。

第4に、原発の危険性をより増幅させるプルサーマル計画を中止・撤回するよう求めていくべきではないかと思っております。以上、原発について4点伺います。

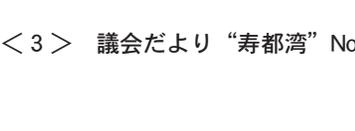
### 町長

原子力発電に係る2項目に渡るご質問ですが、はじめに1点目のご質問についてであります。このたびの福島第1原子力発電所の

事故は、これまでの原発安全神話を一変させたものと認識しております。原子力発電所は何よりも安全性の確保が不可欠であり、保安基準の見直しをはじめ万全を期す必要があるものと考えております。

一方、原発からの撤退につきましては、原発は日本の電力需要の約3割を賄っており、また、地域経済、雇用、地域振興さらには日本経済の空洞化など懸念される問題も数多く抱えております。

しかしながら、自然エネルギーへの計画的転換につきましては、国際情勢の推移さらには化石燃料など資源の乏しいわが国の現状、そして地球温暖化対策などの幅広い視点から非常に重要なものであり、前述いたしました状況も踏まえ、国民的な議論につながるよう、国の積極的なエネルギー政策に期待をするものであります。



ルサーマル計画につきましては、高レベル放射性廃棄物最終処分場も決まらないままに発電を実施することは、不安を抱く道民へ丁寧な説明が行われるべきであり、プルサーマルの安全性の検証を含め、将来展望に立った国の責任あるエネルギー政策の確立を願って止まないところであります。

### ■再質問

原発の問題について町長は「安全神話」が完全に崩壊したということは明確に言い切っています。全くそうだと思います。ただ原発は全体の電力の30%程度供給しているのになかなか難しい話、どうも歯切れが良くないんですね。はつきりと聞きたいのは、「原発からの撤退で自然エネルギーに転換すべきだ」という考えを持っているのかどうか。ここをもう一度聞きたいと思うんです。町長もご存知のとおり、この福島原発事故の教訓から世界中が大きく変わっているんです。ヨーロッパではドイツは完全に停止を決めました。スイスも決めているんです。イタリアもまずそういう流れでしょう。まさに先進諸国でも原発にしがみ

付いているのはアメリカや日本です。こういう世界の流れをやはりまず町長として腹に据えていた、だいたいと思うんです。同時に日本でもどういふふうになっているかと言うと、この原発事故後、世論調査を随分しています。例えばNHKでは65%、朝日新聞では74%の人がはつきりと「脱原発・縮小・廃炉」と言っているんです。更にごく最近、日本世論調査会では90%の方が「脱原発」って言っているんです。「もう原発は

いらぬ、やはり期間を決めて自然エネルギーに転換していくべきだ」と日本も世界も動きになってきているんです。今すぐ出来る、出来ない事はあります。しかし基本的な考え方は、何時までも原発にしがみ付いて行くんじやなくて、風力発電を含めた自然エネルギーに思い切って切り替えるべきだという答弁でできませんかね。再度このことを伺います。

### ●町長

今、世界的な流れというのは脱原発に動いていることは報道されているとおりで、特にヨーロッパ、ドイツ・スイス・イタリア、イ

タリアは国民投票で90%という話も情報として私も存知上げております。

ただヨーロッパの場合と日本の場合と果たしてイコールの考えで、私はいいのかなと思うとそうではないというふうにと、言うのはドイツは送電の関係でこの国も行き渡る様な形になっていきます。ですからドイツが原発止めました、イタリアが原発止めました、じゃ今度原発の電気を買う形にも一方ではなっています。果たしてそういう形は本当の脱原発になつていいのか、危険はよその国にお任せします。我々はしな

いと言う考え方、そのものに私はもつと世界でこのエネルギー対策というものをしっかりと協議をして、やはり安全というのが一番基本ではありますけれども、私も基本的には脱原発でエネルギーが賄えるものであればそれに越したことはありませんけれども、今すぐこれが脱原発ということにシフトできるかという事になると、今の社会、これが成り立つかという社会経済、皆さんの日常生活、はつきり言つて成り立たないというふうに思います。ですからもつと私は、世界的

にも国内的にもこのエネルギーというものを今後どうすべきかというものをもつとまじめにやるべきではないかというふうな基本的には考えております。ただ岡部議員のお話した脱原発か、うんぬんかという話については基本的には原発をしないでエネルギーが確保できる方向が見出せるのであれば早く私もそう見出すべきだと基本的には考えております。またこの自然エネルギーにつきましても、

我が町は風というものを一つ地域の資源として、進めてまいりました。ただ今の全量買取制度の関係についてもなかなか議論が進まない中でこれもトータルの議論の中でこの全量買取制度も含めて国の方で早く議論をしていただきたいというふうな思っているところがございます。

### ■再々質問

町長として言い切るといふことは難しいなと思いがら、再々質問しています。原発は原子力潜水艦から転用されたために構造上の欠陥があるんです。同時に原発を稼働させた後、使用済み燃料が処分できないんです。まさに「トイレなきマ



ンション」と言われているのはこれなんです。そういう面で原発というものは、まだ人類が自由に使える技術を持っていないということなんです。やっぱりここから出発しなければ駄目だと思っんです。町長であつてもはつきり腹構えて言っているところもあるんで

す。例えば札幌市長はプルサーマルについては、「反対だ。国・道に反対を申し入れる」とはつきり言っているんです。再度町長の原発に対する考えを伺います。

### ●町長

基本的に原発、特にプ

ルサーマルについては私も先程、最終処分場も決めない中でやること事態、如何なものかというふうにも思っておりますし、非常にプルサーマルについては反対の方向で私は基本的には考えております。ただ今までも我々も原発の情報というのは、今まで安全ということとで頭がコントロールされてきた、国民全体がコントロールされてきたように思えてならないのです。結果として今回の福島事故が起きていろいろな情報がいかに開示されていなかったということも、報道によって分かった中で、やはりこの原発というのは、極力こういう不安定なものについては止めるべきだというふうには思っております。ただ、今、即、止められませんがということになると国民生活、それこそ麻痺してしまいます。経済も麻痺してしまいます。そういう中で先程は、私は、その賛成反対というのではなくて、早くその方向性を皆さんと専門家も含めて議論して、国民が安心して生活できるようなエネルギー対策を急いで欲しいということを基本的に思っているというところでございます。

## 岡部 武 議員

### 介護 介護保険の見直しについて

#### ■質問

介護保険制度改正が国会で決まりました。今回の改正の大きな点は、要支援者が利用している訪問看護や通所サービス等を自治体による「介護予防・日常生活支援総合事業」に移し、介護保険給付の対象外にしようとするものです。介護保険からの給付費を削減し、

の原資というのは、極力こういう不安定なものについては止めるべきだというふうには思っております。ただ、今、即、止められませんがということになると国民生活、それこそ麻痺してしまいます。経済も麻痺してしまいます。そういう中で先程は、私は、その賛成反対というのではなくて、早くその方向性を皆さんと専門家も含めて議論して、国民が安心して生活できるようなエネルギー対策を急いで欲しいということを基本的に思っているというところでございます。

国の負担を減らすことが法改正の最大の狙いです。

自治体の判断で運営される「支援総合事業」では介護保険財政が厳しい自治体などは安上がりで劣悪なサービス提供となる可能性もあり、保険料を納付し、介護認定を受けているのも関わらず、「保険あつて介護なし」という実態がますます進むこととなります。

介護保険制度が始まって11年が経過しましたが、「介護の社会化」という目的はどうだったのでしょうか。家族介護の軽減は進まず、介護施設に入所したくてもなかなか空きがありません。介護報酬が低く、待遇改善が進まないため、低賃金と過酷な労働条件の中で介護従事者は働いていません。また多くの高齢者に介護保険料の負担が重く押し掛かっています。利用者やいはは家族、介護事業者からは現行の介護制度、利用上限額設定の見直し、特養待機者の解消など介護保険制度の抜本的改善が望まれております。しかし今回の改正は切実に望んでいる現行制度の問題点の改善に手を付けようとしていません。

国は「地域主権」の名による地方自治体任せや、財政で制度の枠を決める、やり方を改め、国庫負担を増やし、誰でも安心して利用できる介護保険制度に転換すべき責任を持っているのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

#### ●町長

介護保険の見直しについてであります。介護保険法改正案は6月15日、参議院

院本会議で可決、成立しました。

改正の概要であります。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」実現に向けた取り組みを進めるとし、単身・重度の要介護者等に24時間対応の訪問介護看護や訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同時に運営できる複合型サービスの創設など医療と介護の連携強化を推進するとしております。

岡部議員が指摘の要支援者への介護保険給付についてはありますが、介護保険の認定は軽度の要支援1から重度の介護5まで、7段階によって認定されます。今回の見直しは、この介護認定者のうち、軽度の要支援と認定された高齢者を利用者の状態像や意向を勘案し、保険者である市町村の判断で、要支援者へのサービスを従来どおりの介護保険給付とするか、介護保険から外し、市町村が行う介護予防や見守りといった「介護予防・日常生活支援総合事業」、いわゆる「総合事業」にするかを決定します。

国は、この総合事業の導入によって軽度者の介護保険サービスを抑制し、介護保険給付費を単に減らそうというもので、介護保険の理念である「お年寄りが住み慣れた家で生活できるような社会的に支える」といった理念に反する内容となっております。

私は、本年度着工した地域密着型サービスセンターの整備など、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指しているところでもあり、介護保険制度によるサービス供給体制の整備、質の高いサービスが円滑に提供されることが重要であり、高齢者の方が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスを中心とした、サービスの基盤整備が不可欠なものと認識しております。

いずれにいたしましても、改正内容の詳細は示されておませんが、高齢者が安心して利用できる介護制度の構築が図られ、サービスの低下を招くことのないよう、国や関係機関に強く求めてまいります。

#### ■再質問

介護保険の問題点、町長も言われていますからその点触れませんか。この改正で今後訪問介護、或いは通所サービスが「支援総合事業」に組み込まれてくるということがあります。その場合でも「絶対介護水準が下がらない、下げない」という町長の決意を伺いたいと思っております。

#### ●町長

岡部議員がお話した水準を下げないということは、私も基本的には考えておりますし、寿都町を支えています。いただいたお年寄りをサポートするのは我々の責務であるというふうに基本的に考えておりますので、ご理解の程をよろしく願います。







後の状況を見なければ判りません。

更に多くの公共事業発注により、町の財政としては、公債費の増、維持経費の増など、これからの町の負担増も考えられます。保育園、食育センター、公住など上物が大きくなったり、数が増えれば光熱水費等、維持費等も多くかかります。

こうしたことから、町長にお聞きします。

1、公共事業発注により、地元業者を通して、或いは地元に限らなくても、受

注業者から地域経済の活性化につながっている流れを調査すべきではないかと思

います。この事は、公共事業が町民にどのような影響を与え、潤いをもたらしているかにつながると思

います。

2、今後の町の負担増に対する考え方であり

ます。

財政的にどの様にこういつた維持経費がかかること

について、対処していくのか、お聞きします。

3、公共事業の工事発注に

より、地元専門業者へ仕事

事がなかなか回っていない

状況と聞いていますが、

その実態はどうなのか。

最近では公住や各種施設

の建設整備において既製品

発注が多いと聞いています

が、地元の専門業者もおり

ますし、地元業者を育成す

るといふ面で考えることが

出来ないか、お聞きします。

### ●町長

公共事業発注による、地域経済の影響であります。平成21年度から、多くの公共施設の老朽化に伴い、改築及び改修事業や風車増設事業等を行っているところであります。

大規模な施設整備事業の請負業者は、近隣町村業者

と地元業者との共同企業体であり、その他は地元業者となっており、公共事業の発注全般にわたり、地元関係業者が関わっている状況にあります。

現状では、地元商工業者に対し、事業内容の発注情報提供を行っており、地元業者も積極的な営業活動の中で、製造業の製品販売、商業者による資材・物品関係の受注、現場作業員等による商店街及び宿泊施設の利用など、地域経済の活性化に大きな影響を及ぼしております。

次に、公共事業の発注に関連し、将来の町財政についてであります。国の経済危機対策等で有利な補助金や交付金を活用し、こどもふれあいセンターや食育センターなど老朽化した公共施設を整備したところがあります。

これらの財政負担に対しては、平成21年度に策定の「中期財政見直し」を、新たに見直しをすることで、借換債の繰上償還や地方債の発行抑制、さらに全般的な事務・事業見直しなどの財政健全化策を早期に講ずるよう努めてまいります。

最後に、公共事業発注

による、地元専門業者についてであります。本町技能士会に加入しております専門業者においては大規模な事業発注の場合、大口発注による受注生産となること

から、地元受注は難しい状況であります。小規模な事業については、発注情報提供をし、営業活動の中で可能な限り、受注生産を行っております。

今後、町発注及び民間工事を含め、地域技能士会における技能士の活用を、推進してまいりたいと考えております。

### ■再質問

公共事業の発注に関連してですが、是非とも、この公共事業に伴う、地域経済の流れというのを私としては調査していただきたいと思

います。いくら町が事業発注を強化したとしても、町民に潤いをもたらす効果が生まれないければ何もしないわけ

でございませぬから、その流れ、事業効果というものをひも解いてもらいたいと思

への事業発注というのを考えていただければと思

### ●町長

公共事業の流れを調査したらどうかというお話ですけれども、結果としてこの効果が上がるということ

は、毎年、法人であれば法人税に関わって来るでしょうし、一般の青色申告等につ

いても所得の関係で変化が出てくるということ、所得の部分である程度の効果というものは、結果として出てくると考えます。

これがなかなか所得に反映されなければ、地域に反映されないかと判断できますので、あえてこの、「発注したからあなたのところはど

うなんですか？」ということについては、私はそこまでの調査をするつもりはございませぬ。後は、発注後の民間同士の営業努力とい

うものもございませぬので、そこに町が懐に入っていくというところは、いささか行きすぎな部分と考えられますので、全体的な商工会・建設協会・技能士会等につ

いてはしっかりと町の方で、極力皆様方努力してく

情報提供はこれからも行ってまいりたいというふう

### ■越前谷議員

何度か調査が必要ではないかということをお話しているわけですが、町長がやらないと言うのであればどうにも致しかたないわけ

あります。ただ考えの上では事業効果がある、町民の生活に潤いをもたらしてい

るといった概要的(大ざっぱな)な形で述べられておりますが、これを一つ一つ

ひも解いていくと、こうした数字的な面から、こういう事業効果が現れているんだということがこれからの

役場の町行政の中で公共事業を発注する際、必要ではないかと思

います。そうした事をこれから町は考えていかなければならない。ただ発注してそれで終わりはなくて、これが町全体にどのくらいの波及効果があるんだと、何らかのひも解きをする必要があるのではないかと思

います。質問は終わりますが、これからも要望してまいりたいと思

行政 町職員の定数と職員採用について

■質問

町行政を司る職員として、町職員の定数条例が定められておりますが、この定数と現職員数には、どのくらいの差があるかお聞きします。

また、職務（各職場）における適正な職員数を定員管理という形で表してあります。国へも報告されているかと思いますが、現在、どのような状況かお聞きします。この定員管理には準職員や臨時職員が含まれているか、これも合わせてお聞きします。

従来、この準職員や臨時職員については本来、期間限定して雇用されるわけですが、延長されている職員も多いことから、この雇用されている職員について、どのような形になっているかお聞きします。

以上の点をお聞きした中で、次の質問をします。  
1、これからの正職員の採用について、どのように考え、町の将来の行財政運営において、どのような計画となっ

ていますか。

2、現在、正職員となっていない準職員・臨時職員についてですが、正職員と同様に重要な職務を司っている準職員・臨時職員もおられると思います。そういった職務を通して、その職場に必要な準職員・臨時職員を正職員とするか、或いは正職員と同等の身分扱いをしてはと思いますが、考えを聞きます。

●町長

職員定数は、議会事務局2名、町長部局74名、教育委員会部局12名、農業委員会部局2名で合計90名であり、平成23年4月1日現在の職員数は、議会2名、町長部局55名、教育委員会6名、農業委員会は専任職員が配置されていないため、合計で63名となっております。

定員管理の適正化の目的は、「少ない職員数で大きな効果をあげること」であり、今までも継続して事務事業、組織機構の見直しや行政事務システムの活用

など事務効率やスリム化を行い、さらに適正な推進に当っては、類似団体別職員数と比較を行い、それを参考指標として有効に活用しながら今後も引き続き比較することは重要なことであると思いますが、近年は、地方分権が推進され、基礎自治体の自己責任の範囲が拡大され、課題や行政需要も多様化しており、地域の実情に応じた定員管理に取り組んでいくことも求められています。

本年4月1日付で類似団体別職員数との一般会計での比較となりますが、職員数57名に対し、参考指標82名となっております。

後志管内町村の状況ですが、産業形態や医療、保育施設等の有無によつて単純には比較はできませんが、敢えて申しますと人口3千から4千人の5町の平均値は、70名となっております。

なお、臨時職員は、準職員と臨時的任用職員に区分されていますが、いずれも寿都町職員定数条例及び臨時職員取扱規則に規定されているとおり、定数外の臨時職員であり、この定数管理には含めておりません。

1点目の職員の採用についてであります。今後

多様化する行政需要への対応と事務効率と職員数については、並行して考えなければなりません。社会情勢の変動等により大きく状況が変わらない限り、多少の増減を伴いますが現状の職員数を基本にして進めてまいります。

また、平成23年度末から平成27年度末までに16名の退職が続きますので、長期的な視点から年齢構成が偏在しないよう専門職も含め採用を考えてまいります。

次に2点目についてであります。臨時職員の取扱については、平成4年4月1日に人事の適正な管理を図ることを目的に規則が制定され、臨時職員のうち、やや恒常的な職に継続して雇用され、その勤務が正職員とほぼ同様な職員を準職員として、それ以外に緊急的な場合、その他臨時的に



雇用される職員を臨時的任用職員としていますが、行政ニーズの変化や多様化する行政需要に的確に対応するため、正職員には本格的業務を、事務の種類や性質に応じ正職員の補助的な業務を臨時職員が担っていくことを基本に今後とも人事の適正を図ってまいります。

■再質問

町の総合振興計画では具体的に示されていないわけですが、町長から今、16名の退職者が控えていると聞きました。今の状況では年齢的に日本の人口と同じく、逆ピラミッド型の職員構造となつていいると思われま。若い職員の計画的な採用が必要かと思ひますが、将来の町職員の定数を含め、どういった課制運営（役場機構）となつていくのか、再度町長の人事政策について、お考えをお聞きします。

役場の機構運営も合わせ

て、お考えを伺います。  
2点目の関係ですが、先程も申し上げたように準職員や臨時職員については、本来は期間限定の雇用であり、延長されていますので、そうした職員について正職員化できないかということ



であります。ある意味では、正職員以上の仕事をこなしている準職員・臨時職員もおられると思ひますし、或いは重要な職務も担っている職員もいるのではないかと思ひます。そうした職員を正職員と同等な身分扱いが必要なのは当然だと思ひます。財政が大変だからといって職員採用や正職員化が出来ないのであれば将来の町の行政運営を支えることが出来ないことにつながりますので、計画と能力のある準職員や臨時職員について、正職員化を何とか出来ないものか再度お聞きします。

●町長

職員の採用関係については、やはり少ない人数でいかに住民サービスを徹底するかということになります。しっかりとした能力のある職員を採用ということがこれからもっとも望まられると思ひます。先

## 産業常任委員会・町内所管事務調査を実施

第1回寿都町議会定例会（3月8日招集）において承認された、閉会中における産業常任委員会所管事務調査を6月9日に開催し、平成22年度実施の町内土木建築工事につき、町の担当者出席のもと、現地において調査を行いました。

昨年の工事関係については、美谷簡易郵便局改築工事や湯別会館新築工事、公営住宅（かもめ団地）建築工事など多岐にわたり土木建築工事が行われ、担当者より施工内容の説明を受けました。

調査結果については今後の町議会において報告されます。



程も正職員と準職員・臨時職員の考え方については説明したとおり、自ずと正職員と準職員・臨時職員というのは、はなから分けて考えておりますので、しっかりと正職員をこれからの採用を行なってまいりたいというふうと考えております。

### ■越前谷議員

町職員の関係は、なかなか今すぐ答えが出ないかもしれないませんが、町の将来にとって職員の採用計画も準職員・臨時職員の対応についても大変重要な人事政策でありますので、今後もう少し、きちんとした計画を示していただくことをお願いして質問終わります。

## 議会日誌

平成23年4月14日以降

### 4月

- 14日 例月出納検査（沢村議員）
- 15日 寿都神社・祈年祭（瓜生議長）
- 20日 北海道財務局長来町・意見交換会（瓜生議長）

### 5月

- 12日 国保運営協議会（瓜生議長・中里総務常任委員長）  
南部後志町村議会正副議長会定期総会（黒松内町 瓜生議長・小西副議長）
- 18日 例月出納検査（沢村議員）
- 19日 後志町村議会議長会臨時総会（倶知安町 瓜生議長）  
寿都商工会通常総会（小西副議長）
- 20日 平成23年第1回臨時議会・全員協議会（全議員）
- 23日～24日 後志監査委員協議会定期総会（洞爺湖町 沢村議員）
- 27日 後志総合開発期成会定期総会（倶知安町 瓜生議長）  
新歌棄洗心学園改築工事起工式（小西副議長）



### 6月

- 1日 寿都中学校体育大会（中里総務常任委員長）
- 3日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車道  
黒松内・小樽間建設促進期成会総会（小樽市 瓜生議長）
- 4日 村田のりとし後援会観桜会（岩内町 小西副議長）
- 9日 産業常任委員会町内所管事務調査（木村親志委員長、山本副委員長、  
岡部委員、小西委員、越前谷委員）
- 10日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市 瓜生議長）
- 12日 寿都小学校及び潮路小学校運動会（小西副議長、中里総務常任委員長ほか議員多数）
- 14日 例月出納検査（沢村議員）
- 16日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、  
小西委員、木村親志委員、山本委員）
- 21日 平成23年第2回定例議会・全員協議会（全議員）
- 23日 寿都町戦没者追悼式（瓜生議長）
- 24日 後志総合開発期成会道内要望運動（札幌市 瓜生議長）
- 25日 札幌寿都会総会（札幌市 小西副議長）
- 29日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会及び要望会  
（小樽市・札幌市 瓜生議長）



# 平成23年 第1回臨時会

平成23年第1回臨時会は5月20日に招集され、会期を1日と定め、専決処分1件、条例の一部改正1件、単行議案6件を審議し、同日閉会しました。

## 審議した案件

### 専決処分の件

◆平成22年度寿都町一般会計補正予算(第9号)……

原案可決  
予算額に100万円を追加し、総額を51億9千798万円とするものです。

補正内容は、東北地方太平洋沖地震被災地に対する義援金の計上であり、3月30日専決し、議会の承認を求めたものです。

### 補正の内容

●総務費(義援金の寄附金) 100万円増

### 条例の改正

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

原案可決

(賛成9 反対0)  
地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の引上げと、医療費の増高に対応

するため税率を見直すもので、医療分と介護納付金分の所得割額を引上げるものです。

### ◎賦課限度額

医療分Ⅱ  
50万円↓改正後51万円  
後期高齢者支援金分Ⅱ  
13万円↓改正後14万円

### ◎介護納付金分Ⅱ

10万円↓改正後12万円

### ◎税率の変更

医療分 所得割Ⅱ  
7%↓改正後8%  
介護納付金分 所得割Ⅱ  
1.5%↓改正後2.0%

### 単行議案

◆かもめ団地建築主体工事1工区請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

かもめ団地内に、中堅所得者等の住居とする特定公共賃貸住宅それぞれ1工区(1LDK2戸、2LDK2戸)、2工区(2LDK2戸、3LDK2戸)に分けて1棟8戸の住宅を建設するものです。(1工区は52本の基礎杭を含む)

契約の方法  
指名競争入札  
契約の金額  
6千11万2千500円

・契約の相手方

寿都町字大磯町143番地

青木組 青木廣志

・工期 平成23年12月26日

◆かもめ団地建築主体工事2工区請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

1工区と同様に、2LDK2戸、3LDK2戸の建築に係る請負契約です。(2工区は屋上防水加工を含む)

### ・契約の方法

指名競争入札  
契約の金額 6千6万円

・契約の相手方

寿都町字矢追町50番地4

川島組 川島一恵

・工期 平成23年12月26日

◆(仮称)地域密着型センター・高齢者住宅建築主体工事請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

旧診療所施設の改修により、1階にグループホーム、小規模多機能施設、ふれあいホール等、2階は高齢者専用賃貸住宅16戸及び集会場等を建設するものです。

契約の方法  
指名競争入札  
契約の金額  
1億8千375万円

契約の相手方  
佐竹・吉田経常建設共同  
企業体

代表者

岩内町字御崎1番地の7

佐竹建設株式会社

代表取締役 佐竹英敏

・工期 平成24年2月29日

◆(仮称)地域密着型センター・高齢者住宅電気設備工事請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

1・2階それぞれ各工区に電気設備工事を行い、オール電化設備とするものです。

### ・契約の方法

指名競争入札  
契約の金額  
6千746万2千500円

・契約の相手方

第一・能登経常建設共同

企業体

代表者

岩内町字万代35番地の5

第一電設株式会社

代表取締役 村田憲恒

・工期 平成24年2月29日

◆(仮称)地域密着型センター・高齢者住宅機械設備工事請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

1階は暖房・消臭・給排水・給湯・消火・厨房設備等、2階は暖房・給排水・給湯設備等の工事を行うものです。

契約の方法  
指名競争入札  
契約の金額  
1億3千72万5千円

契約の相手方  
佐竹・吉田経常建設共同  
企業体

・契約の相手方

池田・東立経常建設共同

企業体

代表者

札幌市北区北12条西3丁目1番10号

池田煖房工業株式会社

代表取締役 池田 薫

・工期 平成24年2月29日

◆風太風力第2発電所蓄電池格納庫建築主体工事請負契約……原案可決

(賛成9 反対0)

昨年度から建設中の発電所工事に関連する、蓄電池

格納庫(35・07m)を建設するものです。

### ・契約の方法

指名競争入札  
契約の金額  
8千32万5千円

・契約の相手方

千葉・川内経常建設共同

企業体

代表者

寿都町字歌葉町歌葉202番地

株式会社千葉建設

代表取締役 千葉哲夫  
・工期 平成23年12月26日

